

令和3年度 第1回高齢者保健福祉計画懇話会（書面開催）に係る意見聴取結果

1. 第7期高齢者福祉計画の進行管理について（第1回の資料1）

事務局回答	
番号	ご意見・ご質問
1	<p>「2施設等の整備状況」について 介護老人保健施設が市内に1か所しかない状況が、ここ数年続いている。退院後の一時的なリハビリや生活支援の場が少ない。老健が難しい場合、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能居宅介護が、一時的に在宅での退院後支援にて手厚く支援が可能と思われ、整備数の増が良いかと思います。</p>
2	<p>「2施設等への整備状況」について 特養について第7期で100床の新設を目指したが、実現しなかった。その理由を理解する必要がある。昨今、介護（ケア）付き有料老人ホームの設置が多く見られるようになった。これらの施設への入所費用の行政支援が特養入所の代替機能を果たすのではないかと。特別養護老人ホームの新設のみを考えるのではなく、今後、検討する必要があるのではないかと。</p>
3	<p>「3介護保険事業（3）地域密着型サービス」について 「小規模多機能型居宅介護」事業は、高齢者の在宅生活継続にとって、重要な介護資源と考えます。事業に対する「利用者の認知度」を高めるために、広報等による周知促進を図るとともに、「2021年度介護報酬・運営基準の改訂」を踏まえた、弾力的な事業運営による事業者支援が必要ではないかと。</p>

介護保険係
現時点、小規模多機能型居宅介護の利用状況からは、利用がひっ迫しているようには見られないことから、整備数の増は考えておられません。また、看護小規模多機能型居宅介護は現在、本市では開設されておりませんが、高齢者保健福祉計画懇話会等の場を活用し、そのニーズについて把握してまいります。

介護保険係
介護付き有料老人ホームに対して特別養護老人ホームの代替機能が求められているというところは大きいと認識しております。本市では、特養の入居待機者の方が約200名いらっしゃいます。特別養護老人ホームの新たな建設が非常に難しいために、第8期計画期間中においては、ショートからの転換について検討を始めておりますが、介護付き有料老人ホーム入所者へ対する補助等についても新たなご提案として、高齢者保健福祉計画懇話会等の場で検討いたします。

介護保険係
今後、被保険者に対する、「小規模多機能型居宅介護」の周知を図ってまいります。また、保険者としてどのような支援が事業者にできるか、高齢者保健福祉計画懇話会等の場にて検討してまいります。

4	「3 介護保険事業（3）地域密着型サービス」について 地域密着型サービスの利用が少ないのは、利用者への周知が不足しているのではないか。	介護保険関係 ケアマネジャーを通じて、更なる地域密着型サービスの周知を図ってまいります。
5	「5 在宅医療と介護の連携（1）地域包括ケアシステム推進事業」について 「5 在宅医療と介護の連携（1）地域包括ケアシステム推進事業」に「高齢者の社会参加の必要性が高い」との記載だが、具体的な試案は持ち合わせているのか。	地域共生係 「介護予防のための地域ケア個別会議」で検討した事例では、掃除が出来ない、買い物が出来ない、友人と交流がしにくい等の高齢者の生活機能の低下が共通課題としてあげられ、自立を阻害している要因にサービス利用を目的にすることでより生活機能の低下を防ぐ策を検討しております。生活範囲が縮小することにより社会性も乏しくなることにおりまされすので、まずは、身近な生活行為を維持・改善のために適切に介護保険サービスを利用、または介護予防事業への参加を行うことで、懸念されすことを改めて推奨し、高齢者の社会参加を推進してまいります。
6	「6 在宅生活の支援（1）生活支援体制整備事業」について 地域支援事業における「包括的支援事業」及び「任意事業」を弾力化し、「生活支援体制整備事業」に、「移動支援」を位置付け、介護予防サービスを含め、移動困難な高齢者が各種のサービスを実際に利用できるようにするための事業の検討が必要ではないか。	地域共生係 移動支援には、支援ニーズとそれに対応する担い手の確保とともに、車両を利用すると大きな経費がかかります。また、それに伴い、公共交通機関との調整も必要となります。また、それにより、必要と継続性をあわせて検討する必要があります。支援ニーズの傾向と量を分析していききたいと思います。

7	7	<p>「6在宅生活の支援（1）生活支援体制整備事業」について コロナワクチンの接種支援に関連して、「市役所体験学習施設スマイル」 で福祉バスを活用して、居住地近隣から市民交流センターへの接種 支援についても、福祉バスの活用を可能とするような検討も必要では ないでしょうか。</p>	<p>高齢者センター 福祉バスの運行については、逗子市高齢者センター及び逗子アリーナ 開館時、60歳以上の逗子アリーナ利用者の車両による送迎業務を、安 全かつ円滑に運行することを目的として、市所有の車両の運行を業 者に委託して、市役所体験学習施設スマイル」で市所有の車両支 援に関連して、あくまで交通の利便性を鑑み、当該区間を臨時的 に運行することを目的としています。なお、当該区間の市所有の車両 活用についての事務担当は、国保健康課新型コロナウイルス医療担当 になります。</p>
8	8	<p>「6在宅生活の支援（5）在宅高齢者紙おむつ等支給事業」について 新規利用の申請は、非課税世帯等が対象となっているが、遠方に住んで いる別世帯の子どもの申請が来ない。近隣の市町村と比べても 逗子市独自のルールであり、なぜかとの意見を介護保険事業所として受ける 事が多々ある。改善の検討はしていただけたのか。実績値について、新規数 を知りたい。</p>	<p>高齢福祉係 ○平成29年10月、緊急財政対策プログラムにより全庁的な事業の見 直しを実施。 歳出予算規模の縮小に伴い本事業においては、「課税世帯の新規利用 申請廃止」が決定されたことによるものです。 現状、事業の見直しはまだまだ厳しい状況となっていますが、所得制限 を設けるなど今後の検討課題と考えています。 ○令和2年度実績値205件のうち新規15件 令和元年度実績値267件のうち新規21件</p>
9	7~8	<p>「6在宅生活の支援」について 一人暮らし高齢者の見守りを、年に数回訪問するだけで良いのかか検討するべ きではないか。新型コロナウイルス感染症の感染者が自宅療養した時の保健 所による見守りを参考に、希望者にはより積極的な介入が必要ではない か。マンパワーの不足はパブリックサービスの事業と人員を拡大して、定期 的な電話で体温・血圧・体重を報告してもらいたい体調管理していかか。 細かい見守りが重要と思われたいかか。</p>	<p>高齢福祉係 社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会に訪問を委託しております が、その際の様子やご本人の困りごと、要望などは市で取りまよめ、 地域包括支援センターと共有してまいります。希望する方や介入が必要で あると考えられる方には、必要に応じて市と地域包括支援センターや 社会福祉協議会で連携し、支援をおこなっております。ひとり暮らし 高齢者の自立した生活を支援するものであり、ご意見にあります、体 調管理のような介入は行っておりません。</p>

10	9	<p>「7 地域福祉の推進（見守り・支え合い）」について 一人暮らしの方へのサポートでは拒否の方も多いと思います。そんな方への見守りも努力されていると思いますが、どのくらい拒否される方がいるのでしょうか。拒否があるから入所できないのではなく、拒否がどこからきているのか、じっくり寄り添う介護にしたいと考えていますので、傾向を知りたく質問しました。</p>	<p>高齢福祉係 訪問などによる見守りに対して、拒否のある方はそれほど多くありません。拒否された場合でも、独居の方がいるという情報は市や社会福祉協議会、地域包括支援センターで把握しております。入所に対しては、ほとんどの方が拒否、又は抵抗感を持っています。生活の変化や他人との共同生活、資金面など、理由は様々です。</p>
11	11	<p>「9 生きがい・社会参加の推進」について 高齢者の引きこもり防止のためには、足の確保が大切と思われる。福祉バスをもっとと買い物にも利用できるように団地と商店街を定期的に運行するなど検討してほしい。</p>	<p>高齢者センター 市街地から離れた立地する高齢者センターに利用者の安全な送迎を目的に、3 ルートを設定し無料の2 点間運行で福祉バスの運行業務を委託しています。令和2 年度から、さらなる利便性の確保のため、逗子アリーナを経由し、逗子アリーナ開館時、60 歳以上の逗子アリーナ利用者も利用可能としました。なお、ご意見にあります、利用者以外の福祉バスの利用については、現在の福祉バスの運行目的とは異なることと及び、公共交通機関等の関係者との調整も必要となることを考慮すると、他のアプローチが必要になるかと考えます。</p>
12	11	<p>「9 生きがい・社会参加の推進（3）福祉バス運行事業」について 福祉バス運行事業を、高齢者や障害者の「移動支援事業」の一環に位置付け、改正公共交通活性化法等を活用し、高齢者等の移動利便を高めるために、福祉バスの運行方法等の見直しについて、公共交通機関の関係者を交えた、「検討の場」の設置が必要ではないか。</p>	<p>高齢者センター 福祉バスの運行については、令和2 年度から、逗子市高齢者センターの利用者に加え新たに、逗子アリーナ開館時、60 歳以上の逗子アリーナ利用者の車両による送迎業務を開始しました。その際も含め、福祉バスの運行業務については、その都度、公共交通機関等の関係者を交えた「検討の場」を設けています。ご意見にあります、地域生活支援事業の「移動支援事業」の一環への位置づけについては、屋外での移動が困難な方に外出のための支援をすることを観点においては、福祉バスの現行の目的とは内容を異にするため、他のアプローチが必要になるかと考えます。</p>

2. 第1回地域包括ケア会議の報告（第1回の資料3）

ご意見・ご質問

事務局回答

1	<p>地域包括支援センターは、高齢者問題に限らず、地域を基盤にした福祉の万（よろず）相談所と万（よろず）支援機能を有するようになつた。 「地域共生社会実現」はメッセージとしては良いが、相談受け入れの体制整備、サービス提供に関する各部署との連携と共同を実施するシステムを構築し、有機的機能の展開を期待する。福祉問題の重層的支援のみならず、防災対策などを含む複層的（システム境界を越え連携する全体システムとして）地域福祉と行政の支援システムの構築を考えているか。 「共生社会」は理念であって、実現は容易ではない。地域を人々の交互作用が生み出されるコミュニティに変容させる手段は考えているか。</p>	<p>「地域共生社会の実現」を指すにあたり、令和3年から重層的支援体制整備事業を開始しました。福祉の問題解決のための専門職間の多機関連携、住民参加の地域づくり支援社会参加の支援等を中心に進めていきます。 他の個別計画との連携を図り、福祉のみならず防災や住民自治協議会との検討なども始めていきます。</p>
2	<p>地域共生社会の実現には、高齢者のみならずコロナ禍で職を失ってしまった方やコロナウイルス感染症の後遺症で苦しんでいる方、など様々な苦しみをおられる方々に、どのような手を差し伸べたいのか、多職種で真剣に討議する必要があるが、どのような検討を行っているか。</p>	<p>重層的支援体制整備事業の開始に伴い、各地域包括支援センターに相談支援包括推進員（社会福祉士）を増員しました。毎月検討会を行いながら制度学習や連携の実務について検討を行っており、また、各相談支援機関の実施する会議や住民自治協議会、民生委員児童委員協議会等に参加し、事業説明や今後の方向性について議論を進めていくこととしております。</p>